

申込日 年 月 日

3ヶ月以内に  
撮影した写真を  
貼り付けてください  
(正面から撮影)

申込者氏名	フリガナ フリガナ	保護者氏名	フリガナ
生年月日	平成 年 月 日 (満 歳)	クラス	
住所	〒 - 電話番号 ( - )		
携帯番号	父・母	メールアドレス	父・母
緊急連絡先	〒 - 続柄 ( ) 電話番号 ( - )		
ご意見 ご要望	《スタッフ記入欄》		
	種目	入金	口座
	クラス	登録	担当

#### 第1条(名称及び所在地)

本クラブは、「オブリガードスポーツクラブ」と称し、その事務局は、東京都大田区南馬込3-13-1 エクストール南馬込102号に所在します。

#### 第2条(運営)

本クラブの運営は、「一般社団法人オブリガードスポーツクラブ」が行います。

#### 第3条(目的)

本クラブはスポーツを通じて、スポーツ人としての人間形成。仲間と共にスポーツを楽しみながらお互いを高め合い時にはぶつかり合うことで、「スポーツマンハート」～自己主張・尊重・協調性・努力～を獲得することを目的とします。

#### 第4条(入会資格)

入会資格は、本規約を遵守し各クラスに定められた対象に該当する者とします。

#### 第5条(入会)

入会を希望する場合、所定の入会申込書に必要事項を明記し当クラブの承認を得た上で、入会金と月会費2ヶ月分をお支払い頂きます。その手続きが完了した時点で会員となります。

#### 第6条(休会)

休会は特定のコースを除き、休会する前月第2週までに届出があった場合認められます。但し、休会期間は連続して2ヶ月以内を限界とします。休会中の場合には年会費はかかりません。

#### 第7条(退会)

退会する場合、所定の届出用紙に必要事項を明記し退会する前月の第2週までに本クラブへ提出して下さい。

#### 第8条(スポーツ安全保障)

本クラブの会員は定めるスポーツ安全補償へ加入します。その費用は年会費に含まれます。  
※クラスによって変動があります。

#### 【スポーツ安全保障概要】

通院	通院日数1日に付1,500円。事故日から180日以内90日が限度。入院日数および実通院4日以上の損害に限りま。
入院	入院日数1日に付4,000円事故日から180日が限度。
後遺症損害保険金	事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺症損害が生じた場合、その程度に応じて最高1,000万円。
死亡	事故の日から180日以内にそのケガが原因で死亡された場合、保険金額の100%(1,000万円)。

#### 第9条(会費)

会費は毎月27日に次月分を指定口座より引き落としします。納めた会費は特段の事由がない限り原則として返金しません。年会費は7,040円とします。毎年3月末に指定口座より引き落としします。

#### 第10条(入会金・会費等の変更)

本クラブは入会金・会費などを変更することができます。

#### 第11条(責任事項)

会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、本クラブの運営・管理に過失があった場合を除き、本クラブは賠償の責を負いません。また、天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、当クラブは責任を負いません。会員が本クラブ施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。

#### 第12条(変更事項)

入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、本クラブ所定の用紙に変更事項を記載の上、速やかに提出していただきます。

#### 第13条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を失うことになります。  
(1)死亡 (2)除名 (3)本クラブからの解約

#### 第14条(除名等)

次のいずれかに該当する行為があった場合、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。  
(1)本クラブの名誉を傷つけることや他の会員に善しく迷惑となるような行為があったとき (2)本クラブの規約およびその他の規約に違反したとき (3)会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納し、本クラブより督促を受けてもなお所定の期限までに支払いのないとき (4)その他、処分を相当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき

#### 第15条(クラブからの解約)

本クラブは、いつでも入会金を払い戻すことにより会員との間の入会契約解約することができます。

#### 第16条(休業・閉鎖)

本クラブは、次の理由により施設の場所変更、または休業をすることがあります。

(1)天災・地震その他やむを得ない事情により開場が不可能なとき (2)施設の利用権利がないとき (3)社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき (4)祝祭日のとき

#### 第17条(クラスの新設、廃止等)

本クラブは、利用状況などにより1ヵ月前の予告をもってクラスの新設、曜日および時間帯の変更または廃止をすることができます。

#### 第18条(利用規定)

本規約は定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、利用規定等による他、必要に応じ本クラブが定めるものとする。

#### 第19条(諸規則の遵守)

会員は本規約および本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければなりません。

#### 第20条(改正)

本規約の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員におよぶものとします。

#### 第21条(発効)

本規約は、令和2年1月1日より発効します。

## 誓約書

私は貴クラブの入会にあたり、貴クラブの規約に従い指導を受けることを承諾致します。

本人氏名	保護者氏名	印
------	-------	---